Ｑ１．マイナンバーカードの保険証利用はいつから始まりますか。

Ａ１．令和３年３月開始予定です。

Ｑ２．全ての医療機関・薬局で使えるようになりますか。

Ａ２．マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、医療機関・薬局のシステム整備を支援しており、「令和５年３月末には概ね全ての医療機関等での導入を目指す」こととしています。

Ｑ３．保険者が変わった場合（保険者を異動した場合）の手続きは必要ですか。

Ａ３．従来通り、保険者への異動届等の手続は必要です。

Ｑ４．マイナンバーカードを持参すれば、健康保険証がなくても医療機関等を受診できますか。

Ａ４．オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードを持参すれば

オンライン資格確認が導入されていない医療機関・薬局では、引き続き健康保険証が必要です。

Ｑ５．マイナンバーカードを健康保険証として利用できる（オンライン資格確認を導入している）医療機関・薬局は、どうすれば知ることができますか。

Ａ５．厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページに、マイナンバーカードが健康保険証として使える（オンライン資格確認を導入している）医療機関・薬局の一覧を掲載する予定です。また、当該医療機関・薬局においても、マイナンバーカードが健康保険証として使えることがわかるよ

Ｑ６．医療機関や薬局での受付はどのようになりますか。

Ａ６．◎マイナンバーカードの場合

受付時に、患者自らがマイナンバーカードを窓口に設置されたカードリーダー（※）に置きます。

１．「顔認証付きカードリーダー」の場合は、

・顔認証（カードのICチップ内の写真データと窓口で撮影した顔を比較）　又は

・患者が４桁の暗証番号を入力

により、本人確認を行います（窓口職員の目視も可）。

２．「汎用カードリーダー」の場合は、

・患者が４桁の暗証番号を入力　又は

・窓口職員の目視

により本人確認を行います。

※マイナンバーカードのICチップの読み取り機能があるカードリーダー

◎健康保険証の場合

従来どおり、受付窓口で患者は健康保険証を提示します。

Ｑ７．医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを預けるのですか。

Ａ７．医療機関・薬局の窓口ではマイナンバーカードは預かりません。

Ｑ８．窓口への持参が不要となる証類はどのようなものがありますか。

Ａ８．

・保険者証類（健康保険被保険者証 / 国民健康保険被保険者証 / 高齢受給者証等）

・被保険者資格証明書

・限度額適用認定証 / 限度額適用・標準負担減額認定証

・特定疾病療養受療証

等の持参が不要となります。

　なお、限度額適用認定証 / 限度額適用・標準負担額減額認定証は、従来は事前に保険者に申請する必要がありましたが、今後オンライン資格確認が導入された医療機関では原則として、申請なしに限

Ｑ９．マイナンバーカードを忘れた場合はどのようにすればよいですか。

Ａ９．健康保険証を持参している場合は、健康保険証をご提示ください。健康保険証も持参していない場合は、現行の健康保険証を忘れた場合の取り扱いと同様になります。

Ｑ１０．医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか。

Ａ１０．医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。マイナンバー（12桁の番号）ではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用しま

Ｑ１１．利用者証明用電子証明書とは何ですか。

Ａ１１．利用者証明用電子証明書とは、マイナンバーカードに搭載されている、インターネットのウェブサイトやコンビニ等のキオスク端末等にログインする際に利用する電子証明書です。

（例　マイナポータルへのログイン、コンビニでの公的な証明書の交付等）

「ログインした者が、利用者本人であること」を証明することができます。

Ｑ１２．マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットは何ですか。

Ａ１２．転職・結婚・引越ししても、健康保険証の発行を待たずに、保険者での手続きが完了次第、マイナンバーカードで医療機関・薬局を利用できます。

　また、マイナンバーカードを用いて、薬剤情報、特定健診情報、医療費通知情報を閲覧することができるようになります。薬剤情報と特定健診情報については、患者の同意を得たうえで医療関係者に

Ｑ１３．令和３年３月からは、健康保険証は使えなくなりますか。

Ａ１３．従来どおり健康保険証でも受診できます。

Ｑ１４．利用者証明用電子証明書の有効期限が５日以内となると健康保険証利用の申込ができないとのことですが、登録が完了していれば有効期限が５日以内でもマイナンバーカードを健康保険証とし

Ａ１４．ご使用いただけます。

Ｑ１５．生活保護受給者の医療券は対象ではないのですか。

Ａ１５．今回の令和３年３月の開始においては対象外です。